

平成20年度第3回
千葉市介護保険運営協議会あんしんケアセンター等運営部会議事録

- 1 日 時 平成20年11月26日(水) 19時～20時30分
- 2 場 所 千葉市中央コミュニティセンター8階会議室 千鳥・海鷗
- 3 出席者 (委員) 畔上加代子、飯田禮子、藤澤里子、藏屋勝敏、田邊宗一郎、
松崎泰子、広岡成子、山崎和子、和田和子 (委員12名9名出席)
(事務局) 高齢障害部長、高齢福祉課長、高齢施設課長、介護保険課長、
ほか5名
- 4 議 題
 - (1) 地域密着型サービス事業者の指定の報告について
 - (2) 地域密着型サービス事業者の指定更新の報告について
 - (3) 公募による認知症対応型共同生活介護(グループホーム)事業者の指定予定について
- 5 議事の概要
議事に先立ち、会議は一部非公開であることを確認した。
 - (1) 地域密着型サービス事業者の指定の報告について
事務局より資料に基づき報告を行い、質疑応答、意見交換を行った。
 - (2) 地域密着型サービス事業者の指定更新の報告について
事務局より資料に基づき報告を行い、質疑応答、意見交換を行った。
 - (3) 公募による認知症対応型共同生活介護(グループホーム)事業者の指定予定について
事務局より資料に基づき説明を行い、質疑応答、意見交換を行った。

6 会議経過

	<p>議事に先立ち、事務局より会議は一部非公開であることを確認し、その後、松崎部会長が議長となり議事を進行した。</p>
	<p>－ 議題(1) 地域密着型サービス事業者の指定の報告について －</p>
委員	<p>会社分割は、経営的に独立採算的な形にする、経営を明らかにするという意味で行われたのか？事業部門に分けて分割したのか？</p>
事務局	<p>会社分割は従前からの介護部門を独立させるという言い方になっているが、不動産部門の不振が介護部門に及ばないように分割をしたのが実態である。</p>
	<p>－ 議題(2) 地域密着型サービス事業者の指定更新の報告について －</p>
委員	<p>報告があった市外の事業所を市民が利用するきっかけはどのようなものか？</p>
事務局	<p>茂原の事業所の場合は、グループホームの入居前から同社の訪問介護を受けていて、認知症となり自宅での生活が困難となったため、同社のグループホームに入居した経緯がある。荏田の事業所の場合は、介護者の息子が東京都世田谷区に住んでいるので、千葉市より近い事業所を選んだ経緯がある。</p>
委員	<p>市民が市外の事業所を利用している現状をみると、「地域密着型サービスというものは、”原則”市内の事業所を利用する」と考えてよいのか？</p>
事務局	<p>今回、指定更新の報告をした市外事業所を利用している市民の方は、地域密着型サービスができる前、平成18年4月以前から市外事業所を利用していた方であり、このような方には、地域密着型サービス創設後にも、引き続き市外事業所を利用することができるものである。また、この方々の利用がある限り、指定事務や更新事務は発生することになる。</p> <p>平成18年4月以降、市民の方には原則、市内事業所を利用してもらっている。</p>
委員	<p>地域密着型サービス創設以後に、市民が市外の事業所を利用する場合には、どのような手続きがあるのか？</p>
事務局	<p>市民が市外の事業所を利用する場合には、その事業所が所在する市町村に協議を行い、千葉市民の利用について同意を得なければならない。同意後に千葉市が市外事業所を指定して、利用について同意された千葉市民だけが利用できるようになる。</p>
委員	<p>例えば、茂原市のグループホームを利用している千葉市民が、茂原市に住</p>

事務局	<p>民票を動かしてしまうとどうなるのか？選挙権などいろいろな事を考えると、居住地に住所を移すのが本来の姿だと思うが。</p> <p>茂原市に住民票を動かせば、茂原市の被保険者となり、茂原市が介護給付を行うようになる。居住地に住民登録をするというのが原則であるが、いろいろな事情があり、住民票を動かさない方もいる。その場合、介護保険の制度上はこのような形になってしまうところである。</p> <p>－ 議題3 公募による認知症対応型共同生活介護（グループホーム）事業者の指定予定について －</p> <p>・・・非公開・・・</p> <p>－ 次回予定（1月）を確認して閉会 －</p>
-----	---